

第1章 10年後の姿

The 6th Strategic
The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第1節 村の将来像



1 理 念

「結の精神」

2 目 標

活力あふれ、人が輝く

「住んでよし、誇れる村づくり」

3 村民憲章

本村の村民憲章は、次のように定められています。

村づくり5原則

- 1 みんなで手をつなぎ生きがいと幸せをつくろう
- 1 きれいな環境と健康なからだをつくり快適な生活をめざそう
- 1 知性と教養を高め文化の営みをさかんにしよう
- 1 働く喜びを味わい豊かな生産をあげよう
- 1 みんなで心を合せ平和で明るい郷土をつくろう

昭和56年9月24日制定

第2節 将来人口フレーム



1 人口・世帯

(1) 人口

令和15年度における人口を
5,400人とする。

人口指標は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計人口や都道府県が独自推計している人口推計自然推移及び泉崎村人口ビジョン（2015-2060）による人口を基本とし、開発などによる人口を加味して設定を行います。

社人研の日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）では、2035年（令和15年）において5,375人とされています。※ピーク（2010年H22年6,802人）

自然推移以外に想定される人口は、これまで実施した宅地造成地の分譲及び生活環境の整備、保健・医療・教育・子育て支援、福祉サービスの充実などの定住施策を進めることにより、300人程度／（5年）の減少で推移すると推計します。

以上から、令和15年における村全体の人口を5,400人と推計します。

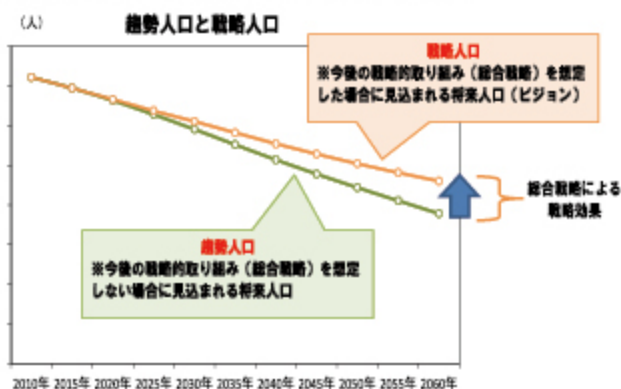
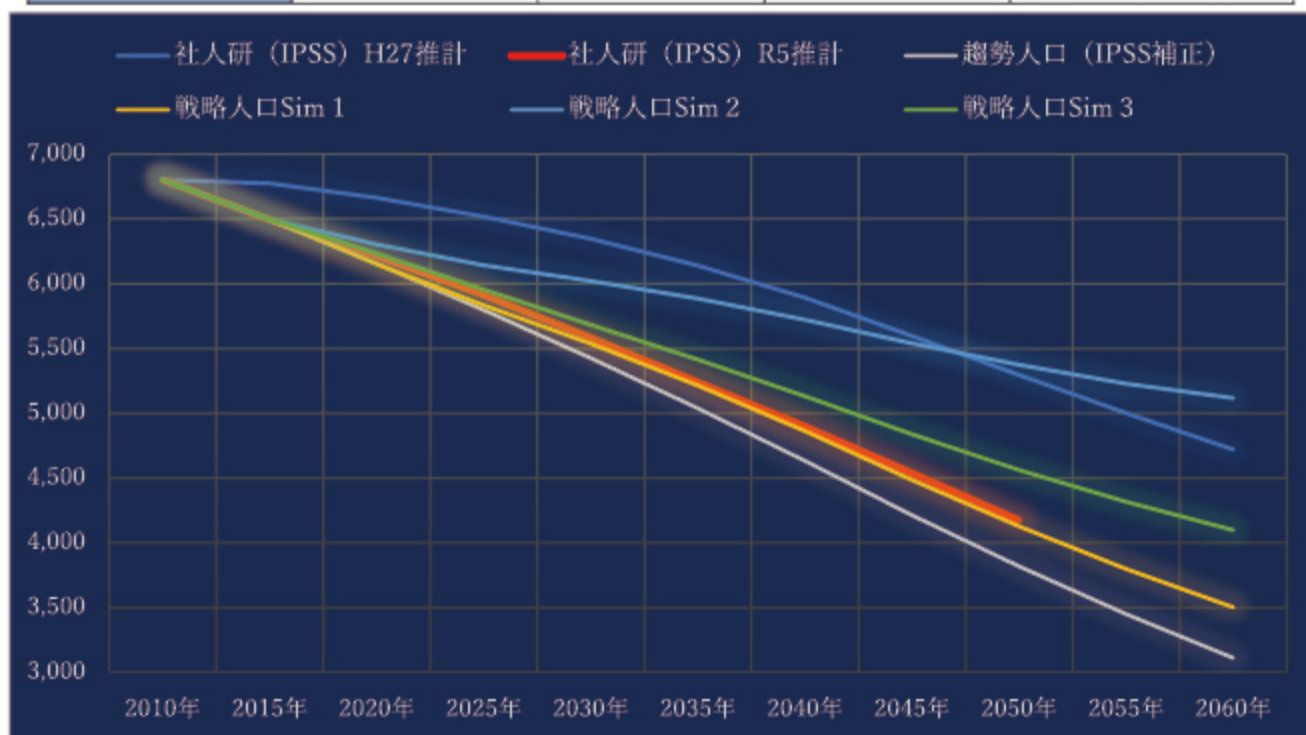


図1 出典：泉崎村人口ビジョン

年次別	2020年 令和2年	2023年 令和5年	2028年 令和10年	2033年 令和15年
目標人口 (人)	6,213	5,994	5,714	5,400 (5,375)



人口推計・フレーム各種指標

人口フレーム		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
IPSS	社人研（IPSS）H27推計	6,802	6,773	6,663	6,518	6,348	6,140	5,892	5,595	5,294	5,001	4,720
	社人研（IPSS）R5推計	6,802	6,495	6,213	5,913	5,581	5,238	4,898	4,536	4,173	-	-
泉崎村人口ビジョンH28策定	趨勢人口（IPSS補正）	6,802	6,498	6,155	5,796	5,426	5,038	4,633	4,213	3,818	3,449	3,111
	戦略人口Sim1	6,802	6,498	6,152	5,834	5,537	5,212	4,862	4,484	4,127	3,798	3,502
	戦略人口Sim2	6,802	6,498	6,302	6,141	6,021	5,886	5,722	5,538	5,373	5,229	5,117
	戦略人口Sim3	6,802	6,498	6,234	5,954	5,683	5,412	5,132	4,837	4,562	4,316	4,098

※IPSS（R5推計）の2010年～2020年には国勢調査の確定値、（-）は指標なし。泉崎村人口ビジョンの戦略人口Sim3

(2) 世帯数

令和15年度における世帯数を

2,215世帯とする。

世帯数については、今後も単独世帯や核家族化及び少子化の進行等が考えられますが、子育て環境の充実、教育環境の整備（給食センター建設含む）、駅周辺の開発、住民のウェルビーイングの向上のため重点施策を推進することにより、若者世代の移住が見込まれます。令和15年の1世帯あたりの人員数を2.38人とします。令和15年の目標人口は5,400人であることから、目標世帯数は2,215世帯と推計します。

年次別	令和2年	令和5年	令和10年	令和15年
世帯数（世帯）	2,089	2,125	2,170	2,215
世帯人員 （人／世帯）	2.97	2.83	2.61	2.38

（資料：国勢調査、福島県現住人口調査）

2 年齢階層別の人口

年齢階層別の人口については、社人研の0-14歳人口及び0-14歳人口割合「全国推計」で、すべての都道府県で0-14歳人口は低い出生率のもとで今後減少を続け、15-64歳人口及び15-64歳人口割合は東京都以外、今後一貫して減少する推計が示されています。本村においては、各種施策により、若者世帯の移住が見込まれますが、年少人口（0～14歳）の比率は減少が大きく、生産年齢人口（15～64歳）もやや減少し、老年人口（65歳以上）は増加が進むものと思われます。

年次別		令和2年	令和5年	令和10年	令和15年
年少人口 (0～14歳)	人口(人)	776	708	547	453
	構成比(%)	12.5%	11.8%	9.6%	8.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	人口(人)	3,451	3,213	3,002	2,797
	構成比(%)	55.5%	53.6%	52.5%	52.0%
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	1,986	2,073	2,165	2,126
	構成比(%)	32.0%	34.6%	37.9%	39.6%
総人口	人口(人)	6,213	5,994	5,714	5,375
	構成比(%)	100%	100%	100%	100%

(資料：国勢調査、福島県現住人口調査)

3 就業人口

**令和15年度における就業人口を
2,335人とする。**

就業人口については、高齢化社会への移行、目標人口・生産年齢人口の推移などを勘案し、目標就業人口を2,345人とします。

また、産業別就業人口については、厳しい農業情勢を背景に第1次産業就業人口が減少を続けると推計され、第2次・第3次産業の就業人口が増加すると予想されることから、令和15年の各産業別就業人口を第1次産業155人、第2次産業984人、第3次産業1,173人と推計します。

就業人口の推移

(単位：人、%)

年次	生産年齢人口	労働力人口	就業者数				計
			第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能産業	
平成17年	4,259	3,693	540	1,416	1,511	30	3,497
			15.4%	40.5%	43.2%	0.9%	100%
平成22年	4,211	3,620	466	1,336	1,515	8	3,325
			14.0%	40.2%	45.6%	0.2%	100%
平成27年	3,820	3,525	469	1,353	1,579	9	3,410
			13.8%	39.7%	46.3%	0.3%	100%
令和2年	3,451	3,249	314	1,179	1,386	12	2,891
			10.9%	40.8%	47.9%	0.4%	100%
令和10年	3,002	2,693	213	1,042	1,234	16	2,506
			8.5%	41.6%	49.3%	0.6%	100%
令和15年	2,797	2,509	155	984	1,173	23	2,335
			6.6%	42.1%	50.2%	1.0%	100%

(資料：国勢調査不詳補完値済データ、経済センサス活動調査)

※生産年齢人口 15歳から64歳までの人口

※労働力人口 就業者と完全失業者を合わせた人口

※分類不能産業 産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。国勢調査時において、主に調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

第3節 計画の前提となる8つの潮流と施策の方向性

第6次総合振興計画の策定にあたっては、村づくり委員会でまとめられた“8つの潮流”を、計画全体を通じて考慮すべき要素として認識するとともに、政策的課題として総合的に講じていくことが重要です。〔村民憲章、基本構想、村づくり委員会等のイメージ図〕

潮流1	地域循環型経済の仕組みづくり	潮流5	人口減少の代替を担うDXの推進
潮流2	変動に対応するPDCAサイクル	潮流6	官民連携“地方創生”の村づくり
潮流3	持続可能な開発目標（SDGs）推進	潮流7	人生100年時代（地域で学びなおし）
潮流4	若者参画政策の必要性	潮流8	重点事業、選択と集中の村づくり



<地域再生に必要な“8つの地域の生態環境”>

- 土4**：土は、地域内の異なる立場、職種、年齢、事業者、行政が繋がり、対話や協働、高め合うコミュニティ、(仮称)自治基本条例、村づくり委員会（若者が参画する仕組み）など。
- 風1**：風は、地域で暮らす住民の生き生きとしたチャレンジ【若者の流失・地域産業の衰退】へのアプローチです。
- 雨7**：雨は、未来の地域経済の担い手、地域コミュニティの中心的存在となる次世代教育です。
- 太陽6**：太陽は、道を照らし、みんなを導くビジョン。希望に満ちた地域の姿は、住民の地域愛を育み、住民同士をつなぎ、地域の新たな価値、新たなチャレンジを促す。土、風、雨を後押しする太陽の光＝（住民のチャレンジ）、官民連携、総力をあげた「むらづくり」を意味します。
- 雷5**：雷は、新たな技術・DXテクノロジーを活用し、人口減少社会の課題を解決するものです。
- 雪2**：雪は、形を変え、変改に対応し、「改善・改良」のPDCAサイクルを意味します。
- 月8**：月は、満ち欠け・エネルギー（財源）をフォーカスし選択と集中を示します。
- 虹3**：虹は、SDGSの考えを取り入れ「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すものです。

1 地域循環型経済のギアチェンジ～地域経済循環型の村づくり～

人口減少社会と言われ、地域経済は大きく縮小し希望が持てない論調がありますが、突然人口が何十パーセントも減るわけではなく、実際には地方経済は持続しており、変化に対応する可能性を持っています。その鍵となるのが価格と製品の価値観の再定義です。地方経済は「安く良いものを提供する美德」を基盤とし、あらゆる商品を無料やワンコインで提供する傾向にあります。泉崎村の豊かな自然環境は、農産物（水）や観光資源としての潜在力を秘めています。しかし、市場は弱く、「自分で作るか、もらうか」の経験が多い地方の結い（ゆい）＝助け合いによって、過剰な安売り（無料提供）が行われ、地域産業の衰退と疲弊が進んでいます。※無収入または低収入＝新たな担い手【若者の就労】にもつながらない。

これらの振舞いは地域の精神を反映していますが、経済が機能しなければ地域の活性化は難しいです。そのためには、適切な値上げや高付加価値の製品生産にシフトすることが求められます。人口減少社会では、安く大量に提供するのではなく、高付加価値の製品を少人口で生産することにより、地域は長期的な繁栄を達成できる可能性があります。社会人口減少こそ、安く大量生産するのではなく、少数の人口で高付加価値の製品を生産し、長期的な利益を達成する可能性があります。

また、コロナ禍を背景にインターネットを介した流通が増えています。これにより、地方から都市部の市場へ進出するために必要な、地方の制約を超越した多角的なビジネスが可能となっています。地方が生産環境に優れていることから、地方の困難をチャンスに変えることが期待されています。

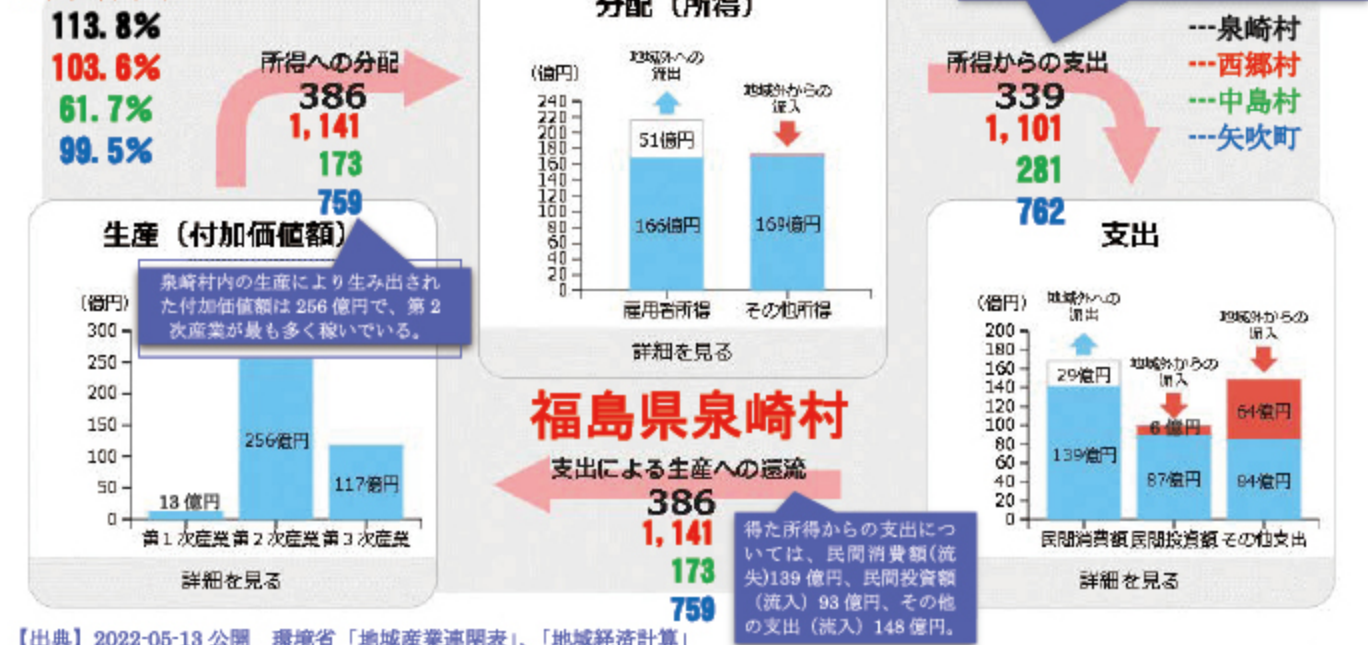
さらには、新しいコンセプトの創造や具現化、そして地域のビジネスは新しい民間の仕組み（民間セクター：公的補助金に頼らず、自らの創意工夫と努力によって地域の振興に適切な役割を担う。）が主導し、自らの工夫や努力により事業を展開する必要があります。これにより新たな価値が生まれます。以上のように、価値観の再定義、市場の再構築、新しいビジネスモデルの開発、そして地方と都市部の連携の強化。これらを大切に、地方の持つ潜在力と特性を最大限に活用し、地域の長期的な繁栄を実現することが求められます。

【図表Ⅷ-1】 地域経済循環図



【図表Ⅷ-2】 地域経済循環マップ※1

地域経済循環率



注釈1 地域経済循環マップ：都道府県・市区町村単位で、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の三段階で「見える化」することで、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握することができるため、地域の付加価値額を増やし、地域経済の好循環を実現する上で改善すべきポイントを検討することができる。また、地域経済の自立度を測る地域経済循環率（生産（付加価値額）÷分配（所得）により算出）を把握することが可能。①地域内（事業者等）経済活動を通じて生産された付加価値は、②労働者や事業者の所得として分配され、③消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流する。このいずれかの過程で地域外にお金が出た場合、地域経済が縮小する可能性があるため、上記の地域経済の循環を把握し、どこに課題があるのかを分析します。

2 変動する社会情勢に対応するPDCAサイクルの村づくり

自治体の総合振興計画にPDCAサイクル（アジャイル手法）の重要性を再評価する意見が広まっています。その背景には、目まぐるしく変動する社会情勢に柔軟に対応した「持続可能な地域づくり」の必要性があります。

過去の成功例や慣習（前例踏襲）に囚われるのではなく、現状と社会変化及び住民ニーズとのギャップ（乖離）を避けるために、計画段階から予測と仮説の検証を行うことが求められています。これは泉崎村の第5次振興計画の人口課題や過去の財政再建問題など、自治体（行政）の失敗が未来世代への重荷となることを防ぐ意味でも重要です。行政におけるPDCAサイクルの導入は、民間企業の経営手法を参照する形で進んでいます。民間では、事業が赤字や目的達成できない場合、軌道修正【方向転換】がなされます。しかし、伝統的な行政手法は、予算投入（公費）により引き続き行う傾向があり、これはリスクとなり得ます。予想とは、将来を見通し、可能な結果を予測すること。仮説検証とは、その予測が実際の状況と合致するかを試みることです。そのためのツールとしてPDCAサイクルの導入が有効です。

計画の根幹はPDCAサイクルとして、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善・改良（Act）」を反復し、フィードバックを活用する事です。予想と仮説を立て、それを検証することで目標を適宜修正します。

次に、「実行」では、予想・仮説に基づいた行動を開始します。ここでは、失敗を恐れずに挑戦することが重要であり、それを支える体制整備の必要性、さらには、行政だけでなく、住民や企業を巻き込んだ協働の仕組み作りの検討も同時に必要です。

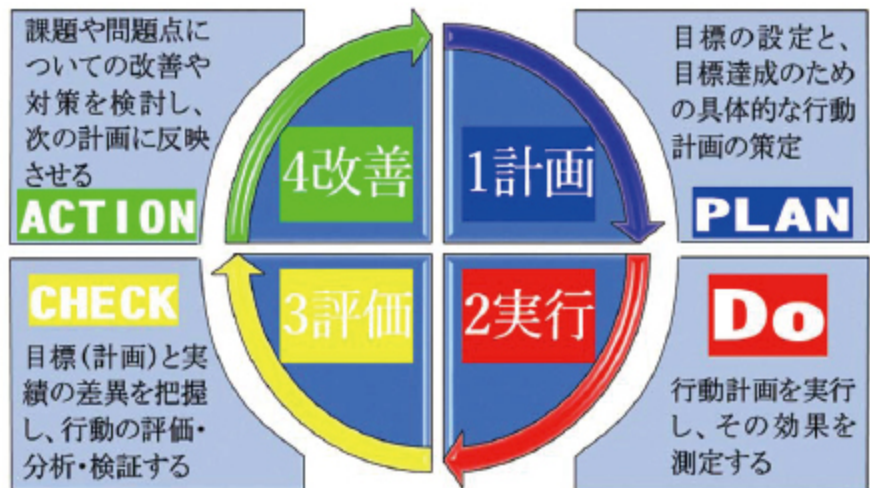
「評価」では、行動の結果を定量的・定性的に検証し、結果を見極めます。ここでは、成功した事例だけでなく、失敗した事例からも学びを得ます。

最後に、「改善・改良」では、評価結果をもとに次の「計画」に反映します。不具合があれば事業を切り替えるなど、柔軟に対応します。

PDCAサイクルを繰り返し行うことで、変化に対応した持続可能な村づくりを進めることが可能になります。これは住民の声を反映させ、時代とともに変化・成長する泉崎村の新たな挑戦の一部であります。

【図表Ⅷ-3】 第6次総合振興計画 PDCA サイクル

総合振興計画PDCAサイクル



【出典：村づくり委員会】

3 持続可能な開発目標（SDGs）推進の村づくり

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）^{※2}は、2015年9月に開催された国連サミットで、2016年から2030年までの長期的な開発の指針として定められました。17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すことにしています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国においても、地方創生SDGsとして、自治体の計画に、SDGsを反映するよう、積極的な取組が求められております。

17の目標は、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや

【図表Ⅷ-4】 SDGs 17の目標



【出典】国際連合広報センター

第2編 基本構想

資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標を、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。


















<SDGsに取り組む背景と意義>

少子化の更なる進展による人口減少や、それに伴う地域経済の縮小を克服し、将来的にわたって持続可能な社会へと成長することが求められております。また、気候変動や自然災害、感染症といった地球規模の課題が連鎖して発生し、地域の経済成長や社会問題にも波及して影響を及ぼす時代となっています。経済・社会・環境をめぐる課題が複雑に絡み合い、地方行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

SDGsの考え方である「生活の質を向上させること」は、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の基本的な役割と一致します。また、SDGsで示される多様な目標の達成に向けた取組は、人口減少の克服や地域経済の活性化などの諸課題の解決に貢献し、地域における持続可能な開発、すなわち、地方創生につながるものです。

このような時代状況を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら、持続可能で、**誰一人取り残さない社会の実現**に向けて、行政、村民、事業者、各種団体などが、多様なパートナーシップにより、取組を進めていけるよう、泉崎村においても、SDGsの国際目標と同じ理念と方向性をもって、施策や事業を展開していきます。

<17の持続可能な開発目標>

-  目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
-  目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
-  目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
-  目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
-  目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
-  目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
-  目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
-  目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
-  目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
-  目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する
-  目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
-  目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
-  目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
-  目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
-  目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
-  目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
-  目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

注釈2：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）（<https://sustainabledevelopment.un.org/sdgs>）として知られる期限を定めた測定可能な17の目標は、「2030アジェンダ」の中核をなす。169のターゲットと230の指標からなり、人間と地球の「やるべきことリスト」であり、持続可能な未来のための青写真である。開発目標は、持続可能な開発の社会、経済、環境の側面を統合したもので、互いに独立したものではなく、統合された方法で実施されなければならない。開発目標は普遍的なもので、先進国、開発途上国、また中所得国を問わず、すべての国に適用され、その一方で国家の発展や能力の度合いが考慮される。貧困を終わらせるには経済成長を確立し、教育、保健、社会的保護、雇用の機会など、広範にわたる社会的ニーズに取り組み、それと同時に気候変動や環境保護の問題に取り組む必要があることをSDGsは認識している。2030アジェンダは、アジェンダとその実施は国家の責任であるが、包摂的でなければならないと強調している。成功するには、グローバル、国家、地域、地方のレベルで、すべての人々やステークホルダーによって行動がとられなければならない。SDGsは、好ましい変化を行うためにすべての人を团结させる。

4 若者参画政策の必要性～若者は財産という視点の村づくり～

若者の都会への流失防止策

これまで地方で問題になっていた「引き受け手のいない仕事」や「生産性の低い仕事」が若者に押し付けられる、という状況は早急に改善すべきであり、これにより若者たちは「低賃金」「長時間労働」「単純作業」といった負の要素から逃れ、都市部へと流出する現象が生じています。

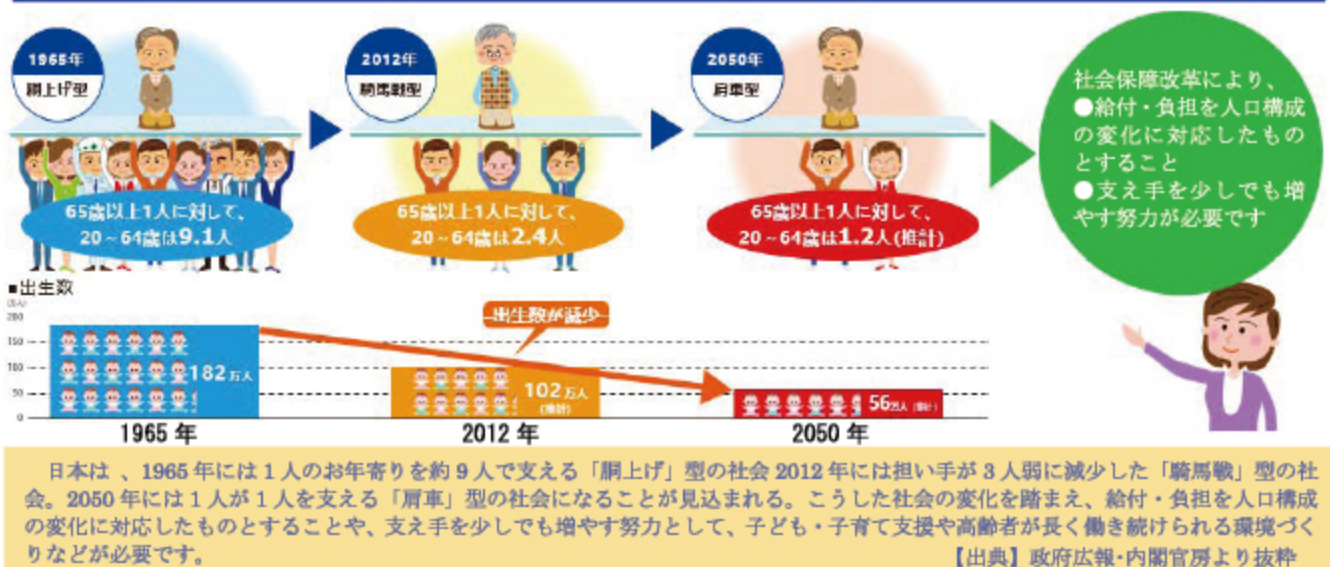
生産性の低い仕事については、仕事の自動化やAIの活用などを通じて、効率化を図るべきです。ロボットやコンピューターを用いて単純な作業を担当させ、生産性が高い仕事やクリエイティブな仕事は人間が担当するようにすることで、仕事に対する意欲や楽しみを見出すことができます。このためには、新たな技術の導入や知識の提供、そして財政支援が必要です。また、企業経営者や地方の意思決定者は、若者をただの労働力と見なすのではなく、地域の「財産」と認識する必要があります。外からの移住者を迎える前に、まずは地元から離れていく若者たちの意見を尊重し、その声に耳を傾けることが重要です。

現状においては以下のような矛盾も若者の雇用に影響を与えています。よい人材を求めているのに、給与を十分に上げたくない。終身雇用を提供しないのに、会社に対する忠誠心を求める。即戦力を期待しているのに、教育投資を惜しむ。積極性を期待しているのに、会社への従順さを求める。これらの矛盾を解消するためには、適切な対価の手当、生活の安定を守るための、十分な教育と必要な知識・技能の研修の提供、若者の挑戦を支援する風土の醸成及び失敗をカバーする環境の整備が求められます。

複合的な若者対策（政策）を取り入れることで、若者の地元への愛着と活力を回復し、地域社会の活性化につながり、その対策の結果として若者の地元への定住やUIJターンを促進することが期待できます。

【図表Ⅷ-5】 社会経済情勢イメージ図

大きく変化する社会・経済情勢



<若者参画は、自治体の生き残り戦略>

若者を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、若者に対しては“負担以上に期待”があります。

政府広報の「社会保障と税の明日を考える」では1965年代は、1人の高齢者を約9人で支えた『網上げ型社会』で、現在は、支え手が3人弱に減少した『騎馬戦型社会』に、そして2050年頃には1人が1人を支える『肩車型社会』になるとされております。私たちの社会は、人口減少と高齢化により、従来の経済的な発展を前提とした社会は限界であり、変化が求められております。人口と税に依存してきた社会から新たな社会の仕組みを見いだすために、私たちは新たな資源を探しています。その資源とは、若者の創造力と行動力がカギとなります。若者の新しい視点や発想は、地域活動に新たな活気・新たな価値・新たな文化を生み出すことができます。

第2編 基本構想

現在、若者がその価値を発揮できる場所や機会及び若者の参画の制度を設け、持続可能な地域づくりのカギ（財産）となる若者を力強く支援する仕組みが必要です。

＜重層的な仕組みの構築＞

若者参画政策は、若者が力を存分に発揮できるように、重層的な支援や政策体系にしていく。

①若者総合政策：若者が活躍できるまちを実現するための政策集の作成や振興計画の若者版のような、方針編・プラン編などを作成し、具体的な構成や具体的な構想まで検討する。根拠となるのが（仮称）若者条例の制定など。

②若者議会：若者参画事業を企画・提案するのが（仮称）若者議会の設置。根拠とする若者議会条例の制定。

③村づくり委員会のようなもの、もう少し大きくする。

村づくり委員会【（仮称）自治基本条例】の推進組織で、若者議会に対してもチェック・アドバイスを行っていくことも検討。村づくり委員会と若者委員会の定期的な合流も良い。

④若者政策係

行政組織として若者政策係を設置。

⑥メンター制度^{*3}

主に若手村職員や若者議会【経験者】が助言者となって、若者議会を支援する体制。

注釈3 若者が自治の当事者として自立し、責任を持って取り組む場面や機会を生み出す必要があります。そのためには、若者が力を発揮できる支援政策や制度政策の整備が求められます。具体的な対策としては、若者の活躍を促進する政策集を作成し、若者議会を設置し、自治推進組織としての村づくり委員会を大きくする、若者政策担当を設置し、メンター制度を導入する等が挙げられます。

そして、最も重要なのは、古い伝統や機能を復活させるのではなく、現代のニーズに合わせて地域機能を再生し、自分たちで地域の持続可能性を考えることです。

5 人口減少の代替を担うDX^{*4}の推進～テクノロジーに使われるのではなく、テクノロジーを使いこなし人間の知とデジタルを組み合わせ地域の抱える課題を解決する村づくり～

政府は「デジタル田園都市国家構想基本方針」を「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして位置付け、デジタル田園都市国家構想について、その基本的な考え方や実現に向けた取組方針などを提示しました。また、2023年度を初年度とした2027年度までの5か年間の「デジタル田園都市国家構想総合戦略^{*4}」（以下「デジタル田園構想」という。）が策定されました。この新たなデジタル田園構想においては、中

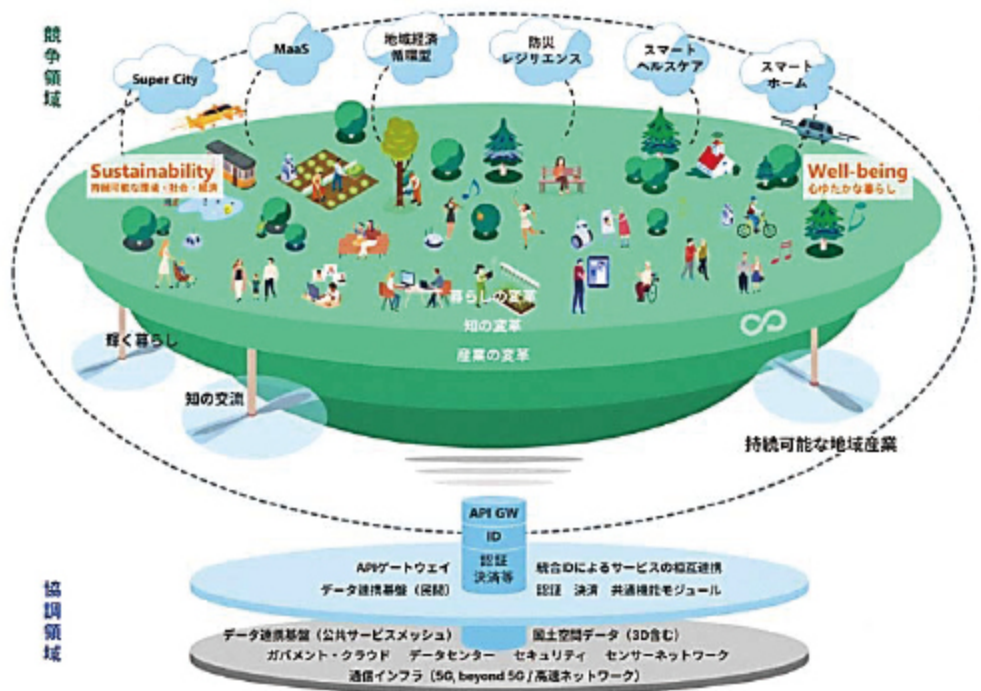
【図表Ⅷ-6】 未来を創造する若者は財産という視点



〔出典：村づくり委員会〕

長期的な取組の基本方向のほか、情報技術を活用して経済や社会の仕組みを変革する取り組みであるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進、各種施策の具体化とその実現に向けたロードマップ及び進捗状況を把握するためのKPI（重要業績評価指標）が定められています。泉崎村においても、デジタル田園構想に基づき、アフターコロナやデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進していくことが第6次総合振興計画及び第2期泉崎村総合戦略に求められております。

【図表Ⅷ-7】 地とデジタルの組み合わせで問題の解決へ



【出典】 デジタル庁 (<https://www.digital.go.jp/>)

泉崎村の直近の人口将来推計による予測においては、少子高齢化（特に少子化）の推移は著しく、今後は限られた人員でも生産性を維持し、地域社会経済の持続可能性を確保するデジタル田園構想のデジタル技術の実装等が急務となっております。

【図表Ⅷ-8】 村づくり委員会（分科会及び先進地視察）



(村づくり委員会分科会ファシリテーション)



注釈4：デジタルトランスフォーメーション及びデジタル田園都市国家構想総合戦略
 人口削減社会において、デジタル田園都市国家構想及びデジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「DX」という。）は、都市や地域の持続可能性と発展を促進する可能性を持っている。DXは、情報技術を活用して経済や社会の仕組みを変革する取り組みである。人口減少によって労働力が減少し、高齢化が進む中で、効率的な業務の自動化や労働生産性の向上が求められる。例えば、ひと型協働ロボットやAIを活用した自動化技術の導入、デジタル化による業務プロセスの効率化などが挙げられる。これによって、限られた人員でも生産性を維持し、社会経済の持続可能性を確保することができる。
 一方、デジタル田園都市国家構想は、都市部から地方への人口移住や地域活性化を促進する取り組みである。人口減少によって地方の過疎化が進む中で、デジタル技術を活用して地方に新たな産業、例えば、地方の自然環境や資源を農産物と関連したエコツーリズムや、リモートワークを支援するインフラ整備など、さらに、地域コミュニティの再生や、自宅での遠隔医療・介護サービスの提供などの可能性もある。

6 官民連携“地方創生”の村づくり

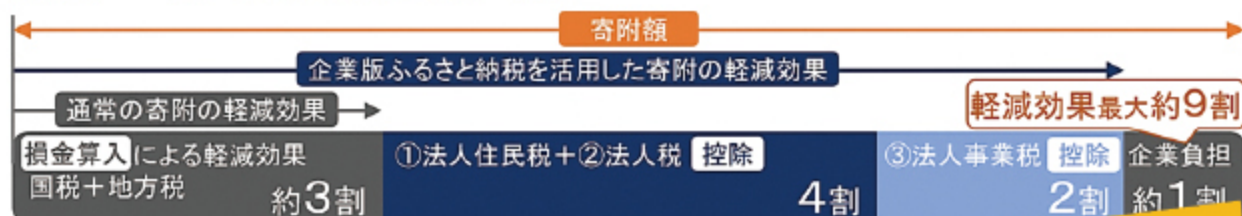
企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、企業が地方自治体に寄附を行い、それにより税負担が軽減される制度で、地方創生や人口減少対策などに活用され、地域活性化に向けた新たな可能性が開けます。なお、企業版ふるさと納税を地方自治体のシティプロモーション^{※5}の機会としてとらえ、地域の魅力を全国へ発信します。

まず、企業はこの制度を利用することで、自社の社会的責任（CSR）^{※6}ができることが可能となり、その結果として地方自治体の振興計画に貢献できます。経済的なリスクを軽減しながらもCSR活動を行う一助となります。**※カーボンニュートラル：カーボン・オフセットやJ-クレジットの展開を図る。**

村としては、企業からの寄附金を地域の教育や福祉、観光振興など、地域創生に繋がる多様なプロジェクトに活用することで、地方の魅力を高め、新たな移住者や観光客を呼び込む効果も期待できます。

また、この制度を活用することで、村と企業とのパートナーシップが生まれる可能性があり、寄附を受けるだけでなく、企業の知識や技術、人材を活用した地域創生につながるプロジェクトを提案し、共同で取り組むことも期待され、地方創生の新たな還流のモデルとなりえます。

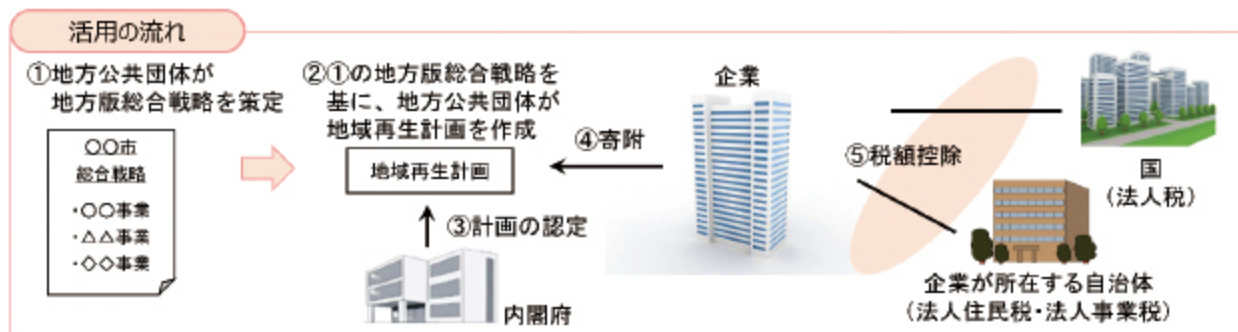
【図表Ⅷ-9】 企業版ふるさと納税の概要



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

人と資金の
新たな還流



〔出典：内閣府地方創生推進事務局：企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を加工〕

注釈5：「シティプロモーション」とは、地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動で、地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。泉崎村シティプロモーション HP 動画：URL <https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/page/page000486.html>

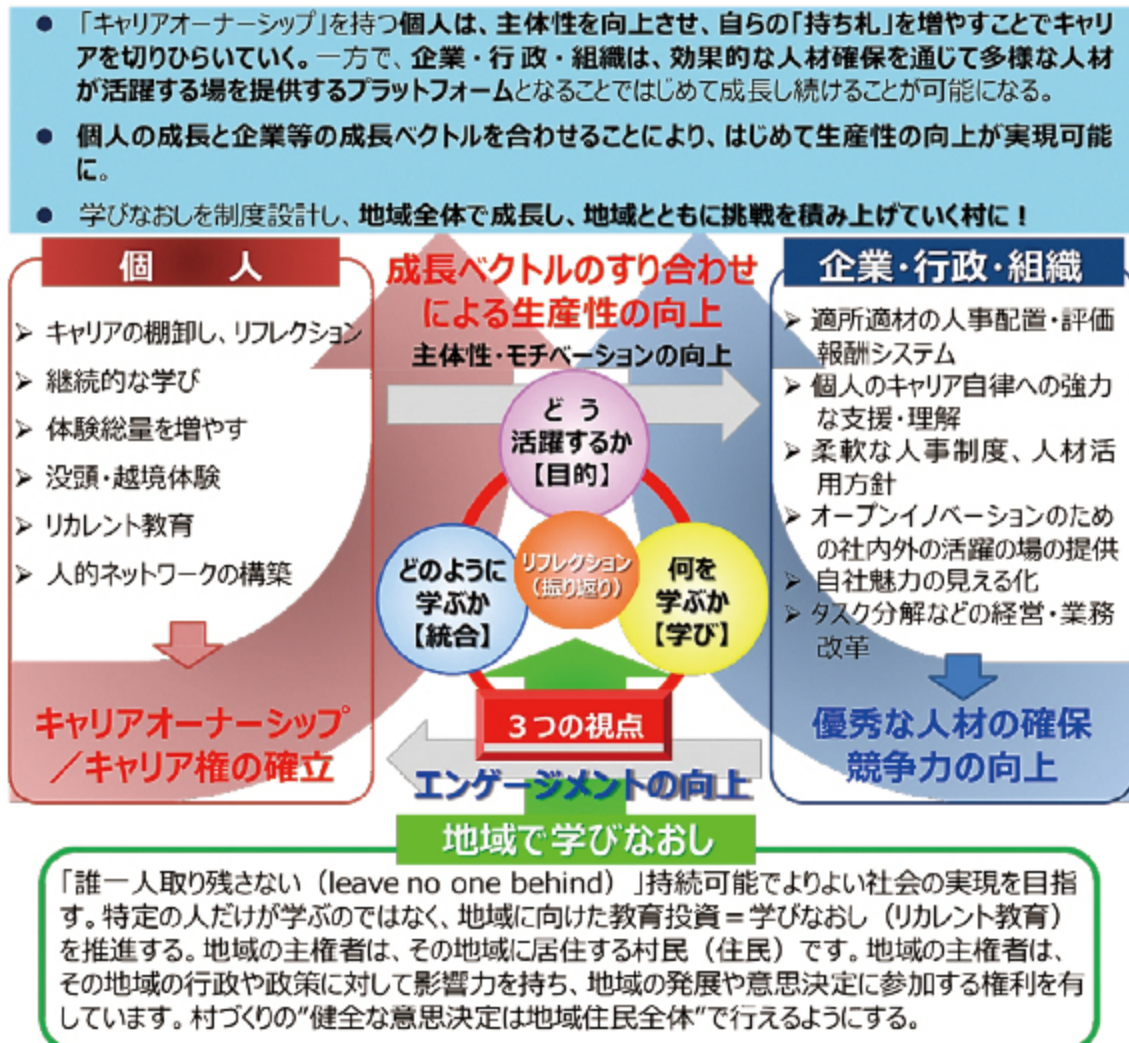
注釈6：CSR（社会的責任）とは、「Corporate Social Responsibility」の頭文字で、正確には「企業の社会的責任」とです。企業が利益至上主義に傾倒せず、住民や投資家などの利害関係者、そして社会全体に対する責任を果たすべく、戦略を持ち自発的に行動を起こすことで、自社の利益ばかりを追い求めるのではなく社会全体に貢献するための行動のことです。主なCSR活動は、環境保全や人権の保護、労働環境の改善、サステナビリティ（持続可能性）、地域社会【企業版ふるさと納税等】への貢献などです。会社のコンプライアンスを遵守し、投資家への説明責任を果たすインベスター・リレーションズ（IR：企業が投資家に向けて経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する活動）を行うこともCSRに含まれます。それぞれの企業が、自社の強みを活かして地域コミュニティのためになる働きかけをしたりする場合や、事業とは直接関連のない社会貢献活動を行うケースもあります。CSR活動をしっかり行うことによるメリットは消費者の信頼や評価を得ること及び投資家からの評価を上げることなどです。社会からの信頼を得ることで事業の成長にもつながり、企業イメージ向上のためにも積極的に情報発信が行われております。

7 人生100年時代（地域で学びなおし）を見越した村づくり

泉崎村での学びなおし（リカレント教育^{*7}）は、住民（地域）のニーズや環境（リソース）を活用しながら、地元の成人や社会人に教育の機会（担い手の人材育成の基盤強化）を提供することを目指します。地方出前講座を大学や専門学校と提携する。泉崎村単独ではなく近隣町村と連携開催という仕組みもある。域内を問わず教育機関に学びなおしのカリキュラム提供など。例えば、コミュニティカレッジや地域住民向けのワークショップやオンラインサロンなども考えられます。これらのプログラムは、特定のスキルや職業に焦点をあてた実践あるいは村づくりに関する学びの機会を提供します。

また、地域の産業や文化に着目したプログラム、地方の特産品（農産品の高付加価値化）や文化遺産に関連した観光プログラムを提供することで、地元の成人や社会人が地域の特色や強みを活かした学びを得ることができます。これらの取り組みは地方コミュニティの教育水準向上や地域経済の発展にふさわしい、地元の成人や社会人にとって有益な学びの機会の提供となります。さらに、コロナ禍で構築された、オンライン学習（各地区公民館のWiFi環境）の活用、インターネットが提供されるオンライン学習プラットフォームは、村内に住む人々にとって便利な学びの手段として利用が可能です。

【図表Ⅷ-10】 学びなおし～地域とともに挑戦できるむら～



（出典：経済産業省「人生100年時代の社会人基礎力」と「リカレント教育」加工）

注釈7：リカレント（recurrent）教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すことです。近年、リカレント教育が注目される背景には、日本人の平均寿命の延びと技術革新の急速な進展が大きくかかわっています。これからの時代は、多様なライフスタイルやライフステージの変化に応じた生き方や働き方が求められています。学校を卒業した後も、新たな知識やスキルを身につける学び直しは、生き方や働き方の選択肢を増やし、人生の幅を広げることにつながります。さらには、働き方改革などにより、社会に出た後も、会社をいったん辞めて留学する、転職や起業で新たな仕事を始める、子育てをしながら働く、定年後も新たな仕事に挑戦するなど、キャリアアップ、キャリアチェンジしていくスタイルに変わりつつあります。

8 泉崎駅周辺整備の推進～選択と集中の村づくり～

泉崎駅周辺整備事業

泉崎周辺地区は、村の玄関口（泉崎村の顔）であり、SDGsの持続可能な開発目標3の『あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する』に対応するため、鉄道駅としての機能だけでなく、交通、医療、福祉、商業等の機能を充実させつつ、集約することで住民の憩いの場となる生活中心拠点として、安心・安全で快適な環境の整備が求められています。また、バリアフリー法^{※8}において、市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区について、バリアフリーマスタープランまたは、バリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとされています。



近年、持続可能な交通の確立に向け、交通政策は大きく変化しています。高速道路や新幹線等、高速交通網の形成は、歴史的に大気汚染、騒音、振動等、さまざまな環境問題を引き起こしてきましたが、高速化一辺倒の政策は見直され、環境保護や福祉の観点から、低速交通網の形成や運転免許証の自主返納者の代替交通手段が求められており、さらには自動運転レベル4（運転者を必要としない自動運転技術）の認可をめざす動きも広がっております。

今後、高齢化がさらに進展する本村においては、住民の参画のもと、交通結節点である泉崎駅周辺地区の整備計画やバリアフリー基本構想等を作成し、地域の現状やニーズに応じて、さまざまなハード面・ソフト面の対策を効果的に組み合わせ、誰もがいつでもどこへでも安全に移動できる持続可能な交通環境を確立することが重要です。

医療機関と隣接したハブ駅～診療所及びリハビリテーション・ケアセンターの移設～



本村は現在、診療所及びリハビリテーション・ケアセンター施設（介護老人保健施設）を有しており、地方自治法第244条の2の公民連携事業として、サービス向上と住民福祉の増進を目的に指定管理者制度を導入しております。平成21年4月より福島県、宮城県、青森県の東北3県と、東京都を基盤として、病院・診療所・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・身体がい患者療護施設などを展開する医療・福祉の総合企業体である南東北病院グループに公の施設の指定管理者指定を行っております。



こうしたなか、同施設は老朽化や医療設備のスペース及び交通アクセスの問題等から、建替・

移設が望まれております。泉崎駅周辺地区は、本村のまちづくりを推進する上で重要な役割を担う地区であることから、この地区へ新たな医療施設及び介護老人保健施設として移設し、医療機能や福祉機能が充実した環境を整備します。また、近隣市町村（矢吹町、鏡石町）において駅隣接の医療機関が存在しないため、高齢者を中心とする交通弱者の命や健康に密接に関わる同施設の一体的な整備は、本村のみならず、近隣住民の安心・安全と健康づくりの拠点（医療機関と隣接したハブ駅）としての役割が期待されることから、泉崎駅東西自由通路と併せて一体的に整備することで、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた、安全で快適な歩行空間の実現を目指します。

駅前公園『(仮称) 村民 HIROBA』整備

泉崎駅周辺整備事業では、村の玄関口（泉崎村の顔）となる泉崎駅周辺地区が、賑わい創出の拠点として多くの住民が集い、特に子どもや若者の笑顔と希望があふれる憩いの空間（村のシンボル）となるように、SDGsの考え方である「生活の質を向上させること」をコア・コンセプトに駅前公園『(仮称) 村民 HIROBA』整備の検討を進めます。



※駅前公園『(仮称) 村民 HIROBA』整備事業において創出される空間については、第6次総合振興計画策定時点では、以下のようなテーマで想定しておりますが、今後、多方面の意見を集約しながら個別計画を策定して検討を進めていきます。

- ・SDGs 目標3『あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する』空間
- ・子どもが楽しめる安心な空間
- ・気軽な飲食ができるカフェのある空間
- ・家族が友人と集える優しい空間
- ・若者が自由に創造的活動のできる空間
- ・豊かな自然と調和した憩いの空間
- ・親子や祖父母をはじめ、さまざまな世代が気軽に過ごせる空間
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したすべての人々に優しい空間
- ・多機能研修室がある空間
- ・EV充電スポット、次世代燃料充填スポット、自動運転バスなどの発着空間



注釈8 バリアフリー法：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日）

バリアフリー法とは、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

バリアフリー法に基づく措置とは、高齢者、障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することとされております。

用語について

まちづくりについて

総合振興計画において、都市計画制度及び土地利用全体をマネジメントする新たな視点で、計画的に都市開発事業を進めることを「まちづくり」と表記しています。

子供について

教育部局の大綱・基本計画においては「子ども」と表記しています。

障害及び障害者について

法令や法律に関係した説明以外においては「障がい」及び「障がい者」と表記しています。